

ご退職者の皆さまへ

団体扱自動車保険 ご契約者・記名被保険者・車両所有者の範囲について

I. ご契約者の範囲

三菱電機及び系列会社のご退職者



II. 記名被保険者(ご契約のお車を主に使用される方)の範囲

- ① 契約者
- ② 契約者の配偶者（内縁を含みます）
- ③ 契約者もしくはその配偶者の同居の親族
- ④ 契約者もしくはその配偶者の別居の扶養親族

別居の扶養外親族の方は団体扱の記名被保険者とすることができません。お子様が結婚して親元を離れられるようなケースは特にご注意ください。



III. 車両所有者の範囲

- ① 契約者
- ② 契約者の配偶者（内縁を含みます）
- ③ 契約者もしくはその配偶者の同居の親族
- ④ 契約者もしくはその配偶者の別居の扶養親族

このチラシは自動車保険(団体扱)のご契約者、記名被保険者および車両所有者の範囲を記載したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご用意しておりますので、必要に応じて、取扱代理店にご請求ください。団体扱についての詳細やご不明な点等につきましては、取扱代理店までお問い合わせ下さい。